恵み野西町内会館管理規程

（目　　的）

第１条　この規程は、恵み野西町内会館をよりよい状態で使用するための運営、維持管理および使用細則を定めることを目的とする。

（管理責任者）

第２条　恵み野西町内会館の管理責任は会長が負う。

２．会長は、必要に応じ管理のために補助者をおくことができる。

３．前号の補助者は、町内会総務部長が兼務するものとする。

（鍵の管理）

第３条　会館の鍵は、会長、総務部長および会長が必要と認めたものが、それぞれ保管するものとする。

２．会館の鍵は、鍵保管者登録簿（別紙）により、鍵の保管状況および責任を常に明らかにしておくものとする。

３．鍵の登録は、毎年更新し会長の承認を受け、会館使用時は鍵の使用責任を負う。ただし、鍵を使用しなくなったときおよび保管責任者変更の場合はその都度総務部長に報告するものとする。

（維持管理費）

第４条　恵み野西町内会館の維持管理のための次の費用は、町内予算をもって充てる。ただし、使用者による破損等については、役員会に諮り、使用者の補修額を決定し、補修するものとする。

（１）光熱、水道料等の経費

（２）備品の購入および修理

（３）会館の小修理

（利用方法および使用料金）

第５条　会館利用の方法、使用の手続きおよび使用料については、別に定める「会館使用細則」による。

付　　則

この規定は、平成１９年６月１６日に施行し、同日より適用する。